

2025 年 7 月 30 日
株式会社 四国銀行

四国銀行企業年金基金における 「アセットオーナー・プリンシプル」の受入れについて

株式会社四国銀行（頭取 小林達司）は、四国銀行企業年金基金（理事長 橋谷正人）が、「アセットオーナー・プリンシプル」（2024 年 8 月 28 日内閣官房策定）の趣旨に賛同し、各原則を受け入れることを表明しましたのでお知らせいたします。

記

四国銀行企業年金基金（以下「当基金」という。）は、加入者、受給者及び受給待機者（以下「受給者等」という。）の最善の利益を勘案して、年金資産を運用する責任（フィデューシャリー・デューティー）を果たしていく上で有用と考えられるアセットオーナー・プリンシプルの趣旨に賛同して、本プリンシプルにおける全ての原則を受け入れます。

原則 1 アセットオーナーは、受益者等の最善の利益を勘案し、何のために運用を行うのかという運用目的を定め、適切な手続に基づく意思決定の下、経済・金融環境等を踏まえつつ、運用目的に合った運用目標及び運用方針を定めるべきである。また、これらは状況変化に応じて適切に見直すべきである。

当基金は、受給者等の利益の増大を図るため運用目的を定め、経済・金融環境等を踏まえつつ、運用目的に合った運用目標及び運用方針を定め、状況変化に応じて適切に見直しを行います。当基金は、法令等に基づき年金資産運用の基本方針を作成し、運用目的、運用目標、運用方針について定めています。

原則 2 受益者等の最善の利益を追求する上では、アセットオーナーにおいて専門的知見に基づいて行動することが求められる。そこで、アセットオーナーは、原則 1 の運用目標・運用方針に照らして必要な人材確保などの体制整備を行い、その体制を適切に機能させるとともに、知見の補充・充実のために必要な場合には、外部知見の活用や外部委託を検討すべきである。

当基金は、原則 1 の運用目標・運用方針に照らして必要な人材確保などの体制整備を行い、その体制が適切に機能するよう取り組みます。また、知見の補充・充実のために運用受託機関等の外部の機関から報告・分析・助言等を受けています。

原則 3 アセットオーナーは、運用目標の実現のため、運用方針に基づき、自己又は第三者ではなく受益者等の利益の観点から運用方法の選択を適切に行うほか、投資先の分散をはじめとするリスク管理を適切に行うべきである。特に、運用を金融機関等に委託する場合は、利益相反を適切に管理しつつ最適な運用委託先を選定するとともに、定期的な見直しを行うべきである。

当基金は、受託者責任を果たしながら運用目標の実現を図るため、運用方針に基づき、運用方法の適切な選択、投資先の分散、適切なリスク管理、最適な委託先の選定を行い、定期的に委託先の見直しを行います。

原則 4 アセットオーナーは、ステークホルダーへの説明責任を果たすため、運用状況についての情報提供（「見える化」）を行い、ステークホルダーとの対話に役立てるべきである。

当基金は、加入者等への説明責任を果たすため、基金の財政状況や年金資産の運用状況等について、定期的に情報提供・開示を行います。

原則 5 アセットオーナーは、受益者等のために運用目標の実現を図るに当たり、自ら又は運用委託先の行動を通じてスチュワードシップ活動を実施するなど、投資先企業の持続的成長に資するよう必要な工夫をすべきである。

当基金は、受給者等の利益のため、委託先である運用受託機関の行動を通じてスチュワードシップ活動を行います。また、企業年金連合会が設置する「企業年金スチュワードシップ推進協議会」に加入し、運用受託機関におけるスチュワードシップ活動のモニタリングについて、企業年金連合会並びに同協議会会員の企業年金と協働して「協働モニタリング」を実施します。

以上

【本件に関するお問い合わせ】

四国銀行企業年金基金 担当 南（電話 088-871-2014）